

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

|           |   |    |        |                    |      |    |
|-----------|---|----|--------|--------------------|------|----|
| 受付<br>コード | 利用権の設定を受ける者(A)<br>(借り手)                 | 住所 | 氏名又は名称 | 生年月日               | 電話番号 | 備考 |
|           |   |    |        | (明・大・昭・平)<br>年 月 日 |      |    |
| 登録区<br>区分 | 1 新規<br>2 再設定<br>3 取消<br>4 中途解約<br>5 取消 | 住所 | 氏名又は名称 | 生年月日               | 電話番号 | 備考 |
|           |   |    |        | (明・大・昭・平)<br>年 月 日 |      |    |

| 利用権を設定する土地(C) |     |    |    | 設定する利用権(D) |         |      |                          |      |                |        |        |                  |                         | 利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F) |     |        |     | 備考 |       |
|---------------|-----|----|----|------------|---------|------|--------------------------|------|----------------|--------|--------|------------------|-------------------------|--------------------------|-----|--------|-----|----|-------|
| 区域            | 所在地 |    |    | 現況地目       | 面積<br>㎡ | 利用内容 | 始期<br>終期                 | 存続期間 | 期間借地の場合        | 借 貸    |        | 利用権の種類及び法律関係(E)  | 借 賃 方 法                 | 借賃の払期                    | 住所  | 氏名又は名称 | 同意印 |    | 権原の種類 |
|               | 町   | 字  | 地番 |            |         |      |                          |      |                | 10当    | aり     |                  |                         |                          |     |        |     |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               |     |    |    |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 ヶ月 | 月 日から<br>月 日まで | 円 (kg) | 円 (kg) | 1 貸借権<br>2 使用貸借権 | 1 現金座納<br>2 口物納<br>3 物納 | 毎年 月                     |     |        | (印) |    |       |
|               | 計   | 筆数 | 田  | 畑          | 筆       | 樹園地  | 筆                        | その他  | 筆              | 面積     | 田      | ㎡                | 畑                       | ㎡                        | 樹園地 | ㎡      | その他 | ㎡  |       |

共通事項を了承し、この計画に同意する。

農用地区域は 1  
市街化区域は 2  
その他は 3

利用権の設定を受ける者 (借り手) 氏 名

(印)

( 同意 令和 年 月 日 )

利用権を設定する者 (貸し手) 氏 名

(印)

( 同意 令和 年 月 日 )

2 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(注) 2 枚目にも押印して下さい。

| 氏名又は名称                | 性別  | 男・女                     | 年齢    | 歳   | 農業従事日数                                  | 日        | 農家番号                   |                            |                             |              |    |        |
|-----------------------|---|-------------------------|-------|-----|---|----------|------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|----|--------|
| 利用権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡ | 利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡ | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目(C) | 兼業の有無 |     | 利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農業従事及び雇用労働力の状況(D) |          |                        | 利用権等の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E) | 利用権等の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F) |              |    |        |
|                       |   |                         | 区分    | 有 無 | 職種                                      | 世帯員(構成員) | 農業従事者(うち15歳以上60歳未満のもの) |                            |                             | 雇用労働力(年間延日数) | 種類 | 数量     |
| 農地                    | 農地  | 自作地                     | 本人    | 有 無 |   | 男        | 人                      | 農業専従者                      | ( 人 )                       | 種類           | 数量 | 種類(台数) |
| 採草放牧地                 |   |                         | 小作地   |     |   |          |                        | 農業主として従事する者                | ( 人 )                       |              |    |        |
| その他                   | 採草放牧地                                     | 計                       | 後継者   | 有 無 |   | 女        | 人                      | 補助者                        | ( 人 )                       |              |    |        |
|                       |   |                         | いない   |     |   |          |                        | 主として従事する者                  | ( 人 )                       |              |    |        |

[1の記載注意事項]

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C) 欄は、町別に記載する。
- (3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、0000㎡の内000㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D) 欄の「利用内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば、年間を通じて米・麦の利用は通年と記載)を記載し、期間借地の場合には米のみ、麦のみ等を記載し、あわせて利用期間(6月1日から10月31日等)を「期間借地の場合」に記載する。
- (5) (D) 欄の「始期」「終期」は「存続期間」にあわせて、「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。なお、「始期」は公告の日以降の日付とする。
- (6) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借賃には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、該当するものを○で囲む。
- (8) (E) 欄は、該当するものを○で囲む
- (9) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入しない。
- (10) 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び(F) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (11) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

[2の記載注意事項]

- (1) (A) 欄の、「その他」は混牧林地、農業用地施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (2) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (3) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。

農業経営基盤強化促進事業・利用権設定等申出書

令和 年 月 日

|                         |    |        |                    |      |  |
|-------------------------|----|--------|--------------------|------|--|
| 利用権の設定を受ける者(A)<br>(借り手) | 住所 | 氏名又は名称 | 生年月日               | 電話番号 | 備考   |
|                         |    | 印      | (明・大・昭・平)<br>年 月 日 |      | ( ) 農業者年金加入者<br>( ) 農業者年金受給権者<br>( ) 納税猶予該当者 |
| 利用権を設定する者(B)<br>(貸し手)   | 住所 | 氏名又は名称 | 生年月日               | 電話番号 | 備考   |
|                         |    | 印      | (明・大・昭・平)<br>年 月 日 |      | ( ) 農業者年金加入者<br>( ) 農業者年金受給権者<br>( ) 納税猶予該当者 |

| 利用権を設定する土地(C) |     |   |     | 設定する利用権(D) |         |      |                          |                     |             |         |        |                             |                      | 利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F) |                   |     |             | 備考 |            |
|---------------|-----|---|-----|------------|---------|------|--------------------------|---------------------|-------------|---------|--------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------|-----|-------------|----|------------|
| 区域            | 所在地 |   |     | 現況地目       | 面積<br>㎡ | 利用内容 | 始期<br>終期                 | 存続期間                | 期間借地の<br>場合 | 借 貸     |        | 利用権の<br>種類及び<br>法律関係<br>(E) | 借 賃<br>支 方           | 借賃の<br>払 法               | 借賃の<br>支 払<br>時 期 | 住 所 | 氏名又は<br>名 称 |    | 権原の<br>種 類 |
|               | 町   | 字 | 地 番 |            |         |      |                          |                     |             | 10<br>当 | a<br>り |                             |                      |                          |                   |     |             |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
|               |     |   |     |            |         |      | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 年 月 日から<br>ヶ月 月 日まで |             | 円       | 円      | 1 賃借権<br>2 使用<br>賃借権<br>3   | 1 現金<br>2 口座<br>3 物納 | 毎年<br>月                  |                   |     | 印           |    |            |
| 計             | 筆数  | 田 | 筆   | 畑          | 筆       | 樹園地  | 筆                        | その他                 | 筆           | 面積      | 田      | ㎡                           | 畑                    | ㎡                        | 樹園地               | ㎡   | その他         | ㎡  |            |

|                       |             |   |
|-----------------------|-------------|---|
| 農業委員または農地利用最適化推進委員の氏名 | 農業委員        | 印 |
|                       | 農地利用最適化推進委員 |   |

※この申出が、農業委員または農地利用最適化推進委員の働きかけによりなされた場合のみ、担当農業委員または農地利用最適化推進委員の記名押印が必要です。

↑ 該当する方を○で囲んでください。

鳥栖市長 様

農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権設定等促進事業により、上記の農用地等について賃借権使用貸借権の設定をしたいので、基本構想に基づき申し上げます。

## 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第20条に規程する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

目的物に係る租税公課(固定資産税、共済掛金、土地改良区の賦課金など)については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める

【農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者(農作業に常時従事すると認められない者)が利用権の設定を受ける場合は、以下の条件をあわせて付する。】

### (11) 解除条件付貸借の場合の追加事項

#### ①契約の解除

甲は、乙は当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

#### ②利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

#### ③市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあつては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

#### ④市長による農用地利用集積計画の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

#### ⑤貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、速やかに、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

#### ⑥違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し契約期間に相当する賃借料を違約金として支払う。